

氏名(本籍)	わた なべ し ほ 渡 辺 志 保 (栃 木 県)
学位の種類	博 士 (法 学)
学位記番号	博 甲 第 3044 号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	フィリピンの発展とデモクラシー —植民地遺制と政府と市民—
主査	筑波大学教授 法学博士 進 藤 榮 一
副査	筑波大学教授 法学博士 松 岡 完
副査	筑波大学助教授 法学博士 首 藤 もと子
副査	筑波大学講師 法学博士 近 藤 康 史

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文はNIEsそして東南アジア諸国の多くが著しい発展を成し遂げたのに対し、なぜフィリピンは社会経済的に停滞したのかという問題を設定し、植民地遺制、政府の政策、市民という視点からその要因を明らかにすることを目的とした研究である。

本論文の大きな特徴は、歴史的・社会的・政治的側面といった見地からフィリピンの停滞要因を分析した点である。本論文ではフィリピンの停滞要因として、次の三つの仮説が立てられている。

(1) 4世紀に及ぶ植民地支配の過程の中で形成された封建的な社会制度が、いわゆるフィリピン型デモクラシーを介して、独立以降のフィリピン社会に根強く残ったことがフィリピンの発展の第一の阻害要因となっている。(2) 土着エリート中心の政策は社会不安をつくりだし、さらにフィリピンの国民的統合を困難なものにしている。このことが、フィリピンの発展の第二の阻害要因となっている。(3) 1986年の民主化以降、政治領域における市民参加が認められたことによって、フィリピンにおける市民運動は活性化している。しかし、このような活動の意義を形骸化する構造がフィリピンの発展の第三の阻害要因となっている。

本論文は第1章で発展に関する従来の研究とデモグラシー理論について言及し、第2章でNIEsとフィリピン以外の東南アジア諸国の発展史を分析し、そして第3章以下で上記の仮説を実証するためにフィリピン社会に強い影響力を持つ土着エリートの形成過程とフィリピン政治の特質、独立以降の各政権の政策とそれらの政策がフィリピン社会に与えた影響、市民社会の形成過程とこれらの活動の限界、について分析した。第1章では、従来の理論研究で提唱された国家の役割に注目しながらも、新たに市民の力を発展の要因として提示した。さらにデモクラシー理論に関しては、ポリアーキー理論を提唱したダールの研究や発展とデモクラシーの相関関係を示したリプセットの研究を踏まえた上で、制度としての民主政が確立するとともに、市民の要求に対し政府が公正に責任を持って応え、政治領域における市民参加を促進する環境を整えることが民主政下における発展の可能性を高めることを示唆した。第2章では、NIEsそして東南アジア諸国における社会の安定、インフラ整備、輸出志向型の政策が発展の要因になったことを実証した。第3章においては、スペインそして米国の植民地支配によりフィリピン社会に形成された土着エリートが独立以降もパトロン・クライアント関係を介して政治的な特権を占有し、農地改革を阻害したことがフィリピンの不平等性を助長したことを明らかにした。第4章では、社会的公正さを促進するような政策が実行されず、政府が財閥などに対する融資を増加させる政策を実施したことの帰結として、

フィリピンにおける反政府運動が高揚したことを解明した。第5章では、フィリピンにおけるNGOなどの展開を歴史的な視点から踏まえた上で、特に1986年の民主化以降のNGOの活動を取り上げ、市民運動の限界について言及した。

以上の分析により、本論文は次の三つの結論を導き出している。Ⅰ) 植民地支配期に形成された土着エリートが各地方において築きあげた封建的な関係を基軸として政治的・経済的な優位性を確立したため、相対的にフィリピンの不公正さは緩和されることがなかった。Ⅱ) 各政権が市民の要求を政策に反映させず、土着エリートの権益を優先する政策を実行したことは、フィリピンにおける反政府運動を高揚させ、社会不安をつくりだした。その帰路として、フィリピンに対する海外からの直接投資が少なくとも1990年代中葉まで減少したことが相対的であれ発展の阻害要因となった。Ⅲ) フィリピンでは社会問題に関与する市民の運動が活性化しているが、その活動が既得権益の領域を侵害する恐れが生ずると上から激しい抵抗に遭う。市民活動を形骸化する社会構造がフィリピンの発展の妨げになっている。今後このような社会構造から脱し、フィリピンにおけるデモクラシーが効果的に機能したとき、フィリピンは停滞の悪循環から抜け出すことができるであろう。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文はフィリピンの停滞要因を植民地遺制、政府の政策、市民の力を阻害する社会構造の三者関係から分析した点を評価することができる。

本論文で行われた現地調査は都市部において行われたが、さらに農村部における調査を進めて、本論文で得られた結論をさらに強化することが今後の課題である。この点については、今後の著者の研究活動の中で解明されることを期待している。

しかし本論文は、フィリピン政府の政策の展開について詳細な分析を行っている点、そして発展の基盤として市民の力に着目し従来の研究に見られない新たな視点を提示している点などを高く評価することができる。以上のことから全員一致の賛成を得て、本論文を博士論文として承認するに至った。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有しているものと認める。